

自民党の宮沢洋一税制調査会長は9月7日、新聞各社からのインタビューに応じる形で、通常の紙巻たばこに比べて税負担が軽い「加熱式たばこ」の増税を、平成30年度税制改正で検討する方針を明らかにした。選挙が終われば議論が動き出す。

宮沢氏の問題意識は、紙巻たばこから加熱式たばこに切り替える人が増えているが、加熱式たばこは紙巻たばこに比べ税負担が低くなっている。それが今後税収減につながるということと、同じ加熱式たばこの中で税負担に大きな格差があることは、税制として問題があるという2点であろう。

筆者は喫煙しないのでたばこの種類や構造には詳しくはないが、加熱式たばこの中で最も売れている商品は、フィリップモリス社の販売しているアイコスだ。これは、粉末にした葉たばこに保湿剤などを加えてスティック状に成型し、専用の器具に差し込んで加熱するという商品である。40秒ほどすると、たばこの味や香りを含んだ蒸気が発生するので、それを楽しむということのようだ。たばこを燃焼せずに加熱するので、健康への悪影響が少ないのではないか、という主張がある反面、それは必ずしも独立した研究機関によって実証されていないともいう。

わが国では、2014年に認可されて以降2016年から全国展開が始まり、2017年7月でみると、たばこ全体に占めるシェアはおよそ1割となっている。

税制をみてみよう。加熱式たばこは、たばこ税法上、喫煙用の製造たばこのうちの第二種のパイプたばこに分類されている（たばこ税法2②一）。パイプたばことは、パイプ用として製造された製造たばこのほか、紙巻たばこ、葉巻たばこ及び刻みたばこ以外の製造たばこを含むとされており、いわばバスケットクローズのよ

うな形で、パイプたばこに該当するのである。

一方たばこ税の課税標準は、製造たばこの本数とする、とされているが、第二種に当たる加熱式たばこなどは、「重量一グラムをもって紙巻たばこ（製造たばこ）の一本に換算」して税負担を決めるという方式になっている。つまり製造たばこの重量が決め手ということである。

460円で販売されているアイコスを例にとると、製造たばこであるスティックの重量は20本当たり15.7グラムなので、15.7本と換算され、

紙巻たばこに比べて、 $15.7 \div 20 = 78.5\%$ の税負担になっているということである。

この結果、440円で販売されている紙巻たばこメビウスとたばこ税の負担割合を比べると、メビウスが245円であるのに対してアイコスは192円と、税負担分の差（21.5%）だけ安くなっている。

問題は、今後、紙巻たばこから加熱式たばこへの切替えが進んでいくとすれば、貴重な財源であるたばこ税収がその分だけ少なくなっていくということである。加えて、同じ加熱式たばこで税負担が異なるのはおかしいという議論につながっていく。

この構図は、ビールの世界で発泡酒や第3のビールが出現した時と類似している。消費者も販売側もほとんど同じ商品として認識しているのに税負担の差異があり、それが税収減につながったり、「同じものには同じ税負担」という間接税のルールにも反するということで長年議論してきた。2020年から6年かけて税負担の統一を図ることで、昨年暮れに決着がついたばかりである。

加熱式たばこには、アイコス以外にも、ブルーム・テック（JT）やグロー（BT）といった商品があり、これらはさらにたばこ税の負担割合が低い。年末にかけて議論される興味深い論点である。

